桑名市公報

第 1 7 4 号
平成24年２月15日
水 曜 日

目 次

◇規　　　　則

桑名市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年２月８日

桑名市長　水　谷　　元

桑名市規則第３号

桑名市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

桑名市国民健康保険条例施行規則（平成17年桑名市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第１項中「法第44条及び法第52条第３項」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第１項」に改める。

様式第１号、様式第２号、様式第５号から様式第７号まで、様式第９号、様式第11号、様式第13号及び様式第15号から様式第17号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第18号中「負傷の日より」を「負傷の日から」に、「世帯主氏名」を「世帯主氏名
電　　話」に、「あて先」を「宛先」に、同様式記入注意中「下さい」を「ください」に改める。

様式第19号（注意）第１号から第３号までの規定中「下さい」を「ください」に改める。

様式第21号中「決定になりました」を「決定しました」に、「追って上記の患者の一部負担金の徴収については」を「なお、上記の患者の一部負担金は」に、同様式教示中「になります」を「になります。」に、「を経過を」を「を経過」に改める。

様式第22号中「決定になりました」を「決定しました」に、「納額告知書により徴収いたします」を「通知するところにより徴収します」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の桑名市国民健康保険条例施行規則の規定によりなされた申請、処分、手続その他の行為は、改正後の桑名市国民健康保険条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

桑名市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年２月８日

桑名市長　水　谷　　元

桑名市規則第４号

桑名市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

桑名市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成16年桑名市規則第118号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

種目	品目	手数料
家電製品類	加湿器	300 円
	換気扇	300 円
	ジューサー（ミキサー）	300 円
	照明器具	300 円
	炊飯器	300 円
	ズボンプレッサー	300 円
	掃除機	300 円
	電気釜	300 円

	電気スタンド	300 円
	電子レンジ	600 円
	トースター	300 円
	ふとん乾燥機	300 円
	ホットプレート	300 円
	もちつき機	600 円
座布団・寝具類	座布団（５枚まで）	300 円
	寝袋	300 円
	ふとん（２枚まで）	300 円
	ベッド（ベッドマット含む。）	600 円
	マットレス（磁気マットレス含む。）	300 円
	毛布（電気毛布含む。３枚まで）	300 円
冷暖房器具類	扇風機	300 円
	こたつ（天板含む。高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	こたつ（天板含む。高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	ストーブ（ファンヒーター含む。）	300 円
	ホットカーペット	300 円
風呂・台所器具類	ガス湯沸器	300 円
	ガスコンロ（電気コンロ含む。）	300 円
	米びつ（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	米びつ（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	流し台（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	流し台（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	すのこ	300 円
	洗面台（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	洗面台（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	七輪	300 円
	風呂マット	300 円
音響・OA 機器類	印刷機	300 円
	オーディオ（ステレオセット含む。高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	オーディオ（ステレオセット含む。高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	オルガン	600 円
	カラオケセット（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	カラオケセット（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	CD ラジカセ	300 円
	ビデオデッキ	300 円
	プリンター	300 円
	ラジオ	300 円
	ラジカセ	300 円
	レコードプレイヤー	300 円
	ワープロ	300 円
趣味用品類	編み機	300 円
	一輪車（スポーツ用）	300 円
	映写機	300 円
	エレクトーン	600 円
	ギター	300 円
	クーラーボックス	300 円
	ゴルフクラブ	300 円

	ゴルフバッグ（クラブ含む。）	300 円
	サーフボード	600 円
	自転車	300 円
	水槽（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	水槽（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	スーツケース	300 円
	スキー道具	300 円
	スケートボード	300 円
	スノーボード（ブーツ含む。）	300 円
	釣り竿	300 円
	天体望遠鏡	300 円
	テント（支柱含む。）	300 円
	額縁	300 円
	ビーチパラソル（傘含む。）	300 円
子供用品類	三輪車	300 円
	ベビーカー	300 円
	ベビーラック	300 円
	歩行器	300 円
	ブランコ	300 円
	チャイルドシート	300 円
	すべり台	600 円
家具類	アイロン台	300 円
	衣装ケース（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	衣装ケース（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	いす（応接用いす除く。２脚まで）	300 円
	応接セット用いす（２人以上用）	600 円
	応接セット用いす（１人用）	300 円
	カーペット	300 円
	カラーボックス（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	カラーボックス（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	鏡台（いす含む。高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	鏡台（いす含む。高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	下駄箱（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	下駄箱（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	座いす（２脚まで）	300 円
	座卓（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	座卓（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	サイドボード（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	サイドボード（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	収納ケース（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	収納ケース（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	じゅうたん	600 円
	食器棚（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	食器棚（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	姿見（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	姿見（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	タンス（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	タンス（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円

	茶だんす（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	茶だんす（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	机（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	机（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	テレビ台（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	テレビ台（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	戸棚（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	戸棚（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	ドレッサー（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	ドレッサー（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	ファンシーケース	300 円
	本棚（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	本棚（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
建具・畳類	雨どい	300 円
	カーテンレール	300 円
	人工芝	300 円
	畳	600 円
	戸（網、板、ガラス、格子及び障子含む。）	300 円
	トタン板（1.8m　３枚まで）	300 円
	ふすま	300 円
	ブラインド	300 円
健康器具類	ルームランナー	600 円
	マッサージ機	600 円
	ぶら下がり健康機	600 円
その他類	網（金網、ネット及び蚊帳含む。）	300 円
	テレビ用アンテナ（支柱含む。）	300 円
	一輪車（運搬用）	300 円
	うす	600 円
	乳母車	300 円
	かけや（大きな槌）	300 円
	剪定枝等（１束・長さ 1.5m以下）	300 円
	きね	300 円
	脚立（高さ又は幅１ｍ以上）	600 円
	脚立（高さ及び幅１ｍ未満）	300 円
	ござ（むしろ含む。３枚まで）	300 円
	スコップ・鍬・熊手	300 円
	すだれ（よしず含む。２枚まで）	300 円
	樽	300 円
	はしご（長さ２ｍ以上）	600 円
	はしご（長さ２ｍ未満）	300 円
	マット（ゴムマット・玄関マット）	300 円
	箕	300 円
	ミシン	300 円
	足踏みミシン	600 円
	ビールケース	300 円
	モップ	300 円
	物干し竿（３本まで）	300 円
	物干し台（台含む。１セットまで）	600 円

	ランドセル・バッグ・カバン	300 円
	その他品目に当てはまらないもの	類似品による

様式第１号中

「

有害ごみ指定袋
（使用済乾電池）

１　ごみは、収集日の朝出してください。
２　使用済乾電池は、この袋に入れてください。
３　使用済乾電池以外は、混入しないでください。

桑名市

」

を

「

有害ごみ指定袋
使用済　ビデオ
（乾電池・カセットテープ）

１　ごみは、収集日の朝出してください。
２　使用済乾電池、ビデオテープ、カセットテープは、この袋に入れてください。
３　使用済乾電池、ビデオテープ、カセットテープ以外は、混入しないでください。

桑名市

」

に改める。

様式第２号、様式第10号、様式第12号から様式第14号まで、様式第18号から様式第21号まで、様式第23号及び様式第25号中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の桑名市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定により提出された申請書、届出書又は報告書については、それぞれこの規則による改正後の桑名市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定により提出された申請書、届出書又は報告書とみなす。

◇告　　　　示

桑名市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により、地縁による認可団体である上之輪自治会から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年２月１日

桑名市長　水　谷　　元

１　変更があった事項

変更前の代表者の氏名及び住所

代表者　片桐　光廣

住　所　桑名市大字上之輪新田204番地

変更後の代表者の氏名及び住所

代表者　伊藤　善満

住　所　桑名市大字上之輪新田193番地３

２　変更があった内容

代表者の氏名及び住所の変更

３　変更年月日

平成24年１月８日

桑名市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により、地縁による認可団体である稗田連合自治会から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年２月１日

桑名市長　水　谷　　元

１　変更があった事項

変更前の事務所の所在地

桑名市大字稗田530番地

変更後の事務所の所在地

桑名市大字稗田696番地

変更前の代表者の氏名及び住所

代表者　村田　道昭

住　所　桑名市大字稗田530番地

変更後の代表者の氏名及び住所

代表者　伊藤　秀郎

住　所　桑名市大字稗田696番地

２　変更があった内容

事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所の変更

３　変更年月日

平成24年１月１日

桑名市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により、地縁による認可団体である能部自治会から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年２月８日

桑名市長　水　谷　　元

１　変更があった事項

変更前の事務所の所在地

桑名市大字能部667番地

変更後の事務所の所在地

桑名市大字能部1136番地１

変更前の代表者の氏名及び住所

代表者　加藤　利文

住　所　桑名市大字能部667番地

変更後の代表者の氏名及び住所

代表者　黒田　博文

住　所　桑名市大字能部1136番地１

２　変更があった内容

事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所の変更

３　変更年月日

平成24年１月１日

桑名市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により、地縁による認可団体である小泉町連合自治会から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年２月８日

桑名市長　水　谷　　元

1　変更があった事項

変更前の代表者の氏名及び住所

代表者　伊藤　信弘

住　所　桑名市大字小泉85番地

変更後の代表者の氏名及び住所

代表者　山下　千秋

住　所　桑名市大字小泉83番地

2　変更があった内容

代表者の氏名及び住所の変更

3　変更年月日

平成24年２月１日

桑名市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により、地縁による認可団体である小貝須浜自治会から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年２月８日

桑名市長　水　谷　　元

1　変更があった事項

変更前の代表者の氏名及び住所

代表者　中村　修

住　所　桑名市大字小貝須824番地

変更後の代表者の氏名及び住所

代表者　飯田　寛

住　所　桑名市大字大貝須459番地

2　変更があった内容

代表者の氏名及び住所の変更

3　変更年月日

平成24年１月29日

桑名市告示第17号

桑名市生活保護就労支援員設置要綱を次のように定める。

平成24年２月８日

桑名市長　水　谷　　元

桑名市生活保護就労支援員設置要綱

（設置）

第１条　生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）に対し、就労に関する情報の提供、相談及び助言を行うことにより、被保護者の就労を促進し、経済的自立を図るため、桑名市社会福祉事務所に生活保護就労支援員（以下「就労支援員」という。）を設置する。

（職務）

第２条　就労支援員の職務は、次のとおりとする。

(1)　就労の相談に関すること。

(2)　就労活動の支援に関すること。

(3)　就労意欲の喚起及び離職防止の支援に関すること。

(4)　求人情報の把握及び提供に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、桑名市社会福祉事務所長が必要と認めること。

（委嘱）

第３条　就労支援員は、次の要件を満たす者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　心身ともに健全で生活保護制度に理解があること。

(2)　被保護者の就労の支援に熱意を持ち、支援を行うための専門的知識を有していること。

（身分）

第４条　就労支援員は、桑名市嘱託職員取扱要綱（平成16年桑名市訓令第26号）第２条第２号に規定する非常勤嘱託職員とする。

（身分証明書）

第５条　就労支援員は、勤務に服するときは、別記様式に定める身分証明書を携帯しなければならない。

２　就労支援員は、その身分を失ったときは、直ちに身分証明書を返還しなければならない。

（その他）

第６条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第５条関係）

（表）

職員番号No.

身　分　証　明　書

写

真

所　属

氏　名

上記の者は、桑名市生活保護就労支援員であることを証明する。

年　月　日

桑名市長　印

（縦　6.0cm
横　8.5cm）

（裏）

注　　　　　意

1　この証は、勤務の際は、必ず携帯すること。

2　この証を損傷し、又は亡失したときは、速やかに発行者に届け出て、再交付を受けること。

3　委嘱を解かれたときは、直ちに返納すること。

◇公　　　告

公売公告兼見積価額の公告　（公告第18号）

平成24年２月1日

桑名市長　　水　谷　　元

下記により差押財産の公売をします。
国税徴収法第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

項目	内容			
公売財産の種類	軽自動車			
公売保証金及び見積価額	別紙のとおり			
公売の方法	期間せり売り			
公売参加申込受付期間	平成24年２月13日13時から平成24年２月24日23時まで			
公売保証金提供期間	平成24年２月13日13時から平成24年２月24日23時まで			
入札期間	平成24年３月２日13時から平成24年３月４日23時まで			
公売の場所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上			
最高価申込者決定日時及び場所	日時	平成24年３月５日　10時	場所	桑名市税務課収税対策室
売却決定日時及び場所	日時	平成24年３月５日　10時	場所	桑名市税務課収税対策室
代金納付期限	平成24年３月12日14時30分まで		（ただし、地方税法第19条の７第１項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。）	
買受人についての資格その他の要件	下記のとおり			

1　この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条の規定に該当する者又は同法第108条第１項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
2　公売財産のせり売りにかかる買受の申込みをしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込受付期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
3　公売保証金の提供は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者、公売参加手続きを委任する場合はその代理人）名義のクレジットカード（一部のカードを除く。）による現金の納付、指定する口座への振込、現金書留による送付（公売保証金が50万円以下の場合に限る。）、現金（桑名市手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。ただし振出の日から起算して８日

を経過していないもの）により公売保証金を納付することができます。
4 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければできません。
5 せり売りに係る買受の申込みは、せり売り期間中であれば何度でもできます。一度行ったせり売りに係る買受の申込みは、変更又は取消しはできません。
6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、Yahoo！ JAPAN IDを最高価申込者氏名とみなします。
7 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。
8 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得た時になります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。
9 桑名市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
10 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税額に相当する印紙又は領収証書（登録免許税法第23条）若しくは自動車検査登録印紙等を下記13の期日までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続きを行う必要のあるもの及び関係機関の許可及び承認を受ける必要があるものも下記13の期日までに完了してください。
11 公売財産が滞納者等に保管されているときは、桑名市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、桑名市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払いを求められることがあります。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。
12 買受人が自ら登録を行う財産（電話加入権など）の場合は、売却決定後、速やかに登録等の手続きを行ってください。なお、公売財産が質権付電話加入権である場合は、その質権の抹消登録請求も併せて行ってください。
13 上記10については、別途交付する「所有権移転登記請求書」又は「所有権移転登録請求書」と共に平成24年３月12日までに提出してください。
14 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
15 公売公告の内容は、桑名市役所税務課収税対策室で閲覧することができます。
16 公売財産が自動車の場合、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が、中部運輸局三重運輸支局四日市自動車検査場以外の場合、所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は郵送によって行います。
17 ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
18 入札者等が自己に関る情報等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しません。
19 公売参加申込期間及びせり売り期間には、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。

配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を桑名市役所税務課収税対策室に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は桑名市役所税務課収税対策室に用意してあります。

公売公告兼見積価額の公告（別紙）

売却区分番号	第 A02 号	見積価額	40,000円
		公売保証金	4,000円

財産の表示

１．軽自動車

項目	内容
自動車登録番号	三重580ほ＊＊＊＊
登録年月日	平成22年９月24日
初年度登録年月	平成15年９月
自動車の種別	軽自動車
用途	乗用
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	ステーションワゴン
車名	三菱
乗車定員	４人
車両重量	820kg
車両総重量	1040kg
車台番号	H81W-070＊＊＊＊
長さ	339cm
幅	147cm
高さ	155cm
前前軸重	520kg
後後軸重	300kg
型式	UA-H81W

原動機の型式	3G83
総排気量	0.65L
燃料の種類	ガソリン
型式番号	11812
類別区分番号	0020
自動車検査証有効期限	平成24年９月29日

基本情報

ハンドル	右
ミッション	オートマチック
車体の色	ガンメタリック
定期点検記録簿	あり
走行距離	140451km　（平成24年１月24日現在）
その他	上記「売却区分番号」、「見積価格」、「公売保証金」、「基本情報」以外は、自動車検査証等の記載内容です。 内外装に、経年劣化・使用による擦り傷・へこみ・錆・汚れ等があります。 リアガラスに装着されているワイパーのゴムが剥がれています。 タイヤはスタッドレスタイヤが装着されています。 前輪：155／65R 73Q　後輪：155／65R 73Q AM／FM電子同調ラジオ＆CD／MDプレイヤーが装着されています。（動作未確認） ホイル付きノーマルタイヤ（155／65R 73H）が4本あります。 平成24年１月24日、エンジンを始動し、保管場所への移動のため一般道を走行しましたが、作動に不具合は認められませんでした。 車体等の状況については、執行機関職員等が目視等により確認したもので正確な内容を保証するものではありません。また、すべての車体状況についての確認はしていません。 事故・修理歴は不明。 走行距離は、平成24年1月24日車内メーターにて確認。 自賠責保険証明書、保証書・点検整備記録簿、取扱説明書あり。 リサイクル料金は預託されています。（預託証明書あり） キー２本（内：キーレスエントリー１本）あり。
引渡時保管場所	桑名市役所南立体駐車場
引渡条件	車両及び装備は、買受代金納付時の現況有姿にて引き渡します。 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する軽自動車検査協会に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。 買受代金納付時に物件を引き取らない場合には「保管依頼書」の提出が必要となります。 この物件の配送は行いません。直接引き取りに来られるか、ご自身で配送の手続きを行ってください。配送にかかる費用は買受人負担となります。 売却物件の名義変更登録費用、自動車取得税等は買受人において全て負担してください。また、車両の移転手続きを全て買受人に行っていただきます。 執行機関は、物件について瑕疵（かし）担保責任を負いません。 物件の権利移転および危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付したときとします。したがって、その後に発生した物件の棄損、焼失などによる損害の負担は、買受人が負うことになります。 いかなる理由があっても、引き渡した物件の返品・交換はできません。

上記事項は桑名市職員が目視・操作等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、また、全ての車両状況を確認しておりません。いかなる場合でも、返金・返品・交換はできませんので、状態が気になる方は下見会でご確認ください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。
平成24年２月１日
桑名市長　水　谷　　元

１　工事完了年月日
平成24年１月27日
２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三重県桑名市陽だまりの丘六丁目804番
３　許可を受けた者の住所及び氏名
三重県鈴鹿市飯野寺家町234－１
株式会社ホンダ四輪販売三重北
代表取締役　向井　弘光

桑名市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第４項において準用する同法第11条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。
なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第４項において準用する同法第11条第２項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。
また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第４項において準用する同法第11条第３項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができます。
平成24年２月８日
桑名市長　水　谷　　元

１　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
平成24年２月８日から平成24年３月９日まで（執務時間中）
２　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先並びに異議の申出先
桑名市役所経済環境部農林水産課　桑名市中央町二丁目37番地
３　意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項
意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミリにより受け付けます。
桑名市の定める様式に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。
４　異議の申出方法、申出に当たっての留意事項
申出は書面によるものとし、申出先に直接持参するか郵送により申出してください。
様式は任意としますが、異議申立の手続きについては行政不服審査法の異議申立に関する規定を準用します。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第１項ただし書の規定による建築物の建築許可について、同条第14項の規定に基づき公開による意見の聴取を次のとおり行います。
平成24年２月８日
桑名市長　水　谷　　元

１　意見の聴取日時
平成24年２月14日（火）　午前10時00分から
２　意見の聴取場所
桑名市新西方五丁目395番地１
桑名市新西方コミュニティセンター　第１研修室
TEL　0594-24-1295（建築開発課）

３　意見の聴取目的

第一種低層住居専用地域における次の建築物の建築に係る利害関係を有する者からの意見聴取

建築場所

桑名市新西方五丁目339番地８、339番地９、339番地10の各一部

（24街区１画地、２画地、３画地）

建築物

用　　途　事務所（土地区画整理組合事務所）

構　　造　鉄骨造　　１階建

延べ面積　71.28㎡

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成24年２月８日

桑名市長　水　谷　　元

１　工事完了年月日

平成24年１月30日

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三重県桑名市大字東方字尾畑1993番地　他26筆

３　許可を受けた者の住所及び氏名

三重県鈴鹿市桜島町7丁目16－3

安田建設株式会社

代表取締役　安田　充

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成24年２月８日

桑名市長　水　谷　　元

１　工事完了年月日

平成24年２月６日

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三重県桑名市大字島田字幸田827-1

３　許可を受けた者の住所及び氏名

三重県桑名市大字森忠524-11

朝永　典子　朝永　浩

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成24年２月８日

桑名市長　水　谷　　元

１　工事完了年月日

平成24年２月６日

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三重県桑名市大字小貝須字柳原433-1

３　許可を受けた者の住所及び氏名

三重県四日市市大字西阿倉川1504-3

有限会社　イクエー

代表取締役　木下　卓也

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可しました開発行為に関する工

事は、次のとおり完了しました。

平成24年２月８日

桑名市長　水　谷　　元

１　工事完了年月日

平成24年２月６日

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三重県桑名市陽だまりの丘八丁目607番

３　許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県一宮市東出町7番地の1

株式会社　エサキホーム

代表取締役　江寄　光彦

◇選　管　告　示

選管告示第１号

平成24年３月15日執行予定の境川土地改良区総代選挙における桑名市選挙管理委員会の告示は、桑名市公告式条例（平成16年桑名市条例第２号）による公告式により、これを行うものとする。

平成24年２月14日

桑名市選挙管理委員会委員長　伊　藤　清　隆

選管告示第２号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第６条第３項及び第４項の規定による平成24年３月15日執行予定の境川土地改良区総代選挙における選挙の期日、投票の時間及び選挙すべき総代の数の告示日を次のとおり定めたので告示する。

平成24年２月14日

桑名市選挙管理委員会委員長　伊　藤　清　隆

選挙の期日等の告示日　平成24年３月８日

選管告示第３号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の３第１項の規定により、平成24年３月15日執行予定の境川土地改良区総代選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

平成24年２月14日

桑名市選挙管理委員会委員長　伊　藤　清　隆

書類の提出場所　桑名市多度町多度一丁目１番地１

多度町土地改良区合同事務協議会事務所